

平成25年3月29日

総務大臣  
新藤義孝 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温

答 申 書

平成25年1月29日付け諮問第3054号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方  
(平成25年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)

意見	再意見	考え方
<p>意見1 今後、他の機能において廃止される機能の調整額相当を別の機能に算入する場合には、認可申請前に競争事業者への影響を十分検証し、その結果を踏まえその都度慎重に判断することとし、このような特例措置が常態化することのないようにすべき。</p>	<p>再意見1</p>	<p>考え方1</p>
<p>○ 今回、地域IP網のNGNへの移行完了予定に伴い、実際費用方式で算定されている地域IP網に係る収容局接続機能及び中継局接続機能が廃止され、それらに係る調整額相当をNGNに係る収容局接続機能及び中継局接続機能の接続料原価に加算する認可申請が行われておりますが、本来、接続料原価に算入すべきコストは、当該機能に係るコストのみを原価算入するものであり、他の機能の原価に繰り入れるべきではないと考えます。</p> <p>今回は、地域IP網に係る機能と同様の接続が、NGN上でも実現可能であること、地域IP網及びNGNの収容局接続機能及び中継局接続機能を利用する事業者がNTT東・西以外の利用実績がないことから、一定の合理性があると認められているものであり、あくまで特例措置であると理解しています。</p> <p>今後、今回の認可申請ように、他の機能において廃止される機能の調整額相当を別の機能に算入する場合等があった際は、認可申請前に競争事業者への影響を十分検証し、その結果を踏まえその都度慎重に判断することとし、このような特例措置が常態化することのないようにすべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 地域IP網からNGNへのマイグレーションにより、地域IP網の接続機能をNGNの接続機能に移行することとなったため、今回の申請においては、特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能の一部及び特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能の調整額相当を、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能及び一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料原価に算入しています。</p> <p>今後も、同様の事象が発生した場合には、同様の整理を図ることが適当と考えます。</p> <p>(NTT 東西)</p>	<p>○ 地域IP網の収容局接続機能の一部及び中継局接続機能は、NGNの収容局接続機能及び中継局接続機能にそれぞれ移行されることにより、平成25年度以降は廃止される申請がなされている。地域IP網の当該機能の廃止に伴い、本来、地域IP網の当該機能の平成25年度接続料原価に算入される調整額は、算入する対象が無くなることとなる。</p> <p>しかしながら、地域IP網の接続機能のNGNの接続機能への移行に伴い、地域IP網の接続事業者もNGNの接続事業者に移行することとなること、また、地域IP網とNGNの収容局接続機能及び中継局接続機能は、実質的に利用する接続事業者に変わりが無い(NTT東西以外の利用実績はない)ことから、地域IP網の当該機能に係る平成25年度調整額相当額を、NGNの収容局接続機能及び中継局接続機能の原価にそれぞれ加えた上で接続料を算定することは、適正なコストの反映を図る観点から、一定の合理性があると認められる。</p> <p>接続料は接続料規則に基づき機能ごとに算定されるものであり、当該機能に係るコストのみが接続料原価に算入されるものであることから、原</p>

		<p>則として、廃止される機能の調整額相当を別の機能の原価に算入することは認められるものではない。</p> <p>今後、接続料規則第3条ただし書に基づき、同様の措置を行うことについての許可申請が行われる場合には、今回の場合と同様、当該機能間の関連性や利用状況等を踏まえ、個別に適否を判断することとなる。</p>
<p>意見2 現行の算定方式における、施設保全費、共通費・管理費、試験研究費の効率化への取り組み内容について透明性を高めるべき。</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ 東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、NTT 東西殿という。)の次世代ネットワーク(以下、NTT-NGN という。)は、そのNTT-NGN が持つ特有の機能を利用して、多様な事業者が多様なサービスをNTT-NGN 上で提供することで、サービス競争の活性化が求められていました。しかし、現実にはNTT-NGN のオープン化が全く進んでおらず、新たなサービスもほとんど出現していない状況です。</p> <p>一方で、平成23年度より、地域IP網のNTT-NGN への移行が開始されており、B フレッツについては平成24年度中にマイグレーション完了予定、ひかり電話は平成25年度中にマイグレーションされる予定※1 となっています。その結果、NTT-NGN は契約者数1,700万人※2 を越える巨大な次世代ネットワークとなり、競争事業者にとって事業展開上の不可欠性等がより高くなっていきます。従って、ブロードバンドの普及促進のためには、如何にNTT-NGN を柔軟に利用できるようにし、競争的なサービスや多様なコンテンツ・アプリケーションサービスの提供を促進するかが重要であり、そのためには接続料を低廉化することが、市場の活性化を生み、ひいては利用者利便に寄与するものと考えます。</p>	<p>○ 「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」の答申(平成20年3月)において、NGNにおけるアンバンドルが必要な機能は、『フレッツサービス(収容局接続)に係る機能』『IP電話サービス(IGS接続)に係る機能』『イーサネットサービスに係る機能』『中継局接続に係る機能』の4つと整理されており、当社はそれに従ってアンバンドル機能の設定を行っています。また、インタフェース条件や接続条件を公表する等のオープン化の取り組みを既に行っており、「オープン化が全く進んでいない」とのご指摘はあたらないものと考えます。</p> <p>なお、更なるオープン化について具体的なお要望があれば協議に応じさせていただく考えです。</p> <p>NGNの接続料の料金算定については、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」における審議を踏まえ整理された算定方法に則っており、当社は算定に係る設備区分別の費用・資産、費目別内訳等について算定根拠を開示していることから、現在でも透明性は十分に確保されていると考えます。</p> <p>今回、「効率化への取り組み内容について透明性を高めて頂きたい」との指摘を受けています</p>	<p>○ 接続料については、認可に際し、接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当であるかについて審査が行われているところである。</p> <p>今回申請のあった平成25年度NGN接続料については、平成23年度の接続会計における一般第一種指定設備(NGNに係る設備)の費用をベースに、フレッツ光ネクストのユーザ数等に応じた設備構築実績を踏まえて予測した平成25年度の取得固定資産価額等の伸び率を考慮した上で、効率化を加味し、各費用の算定を行っている。</p> <p>NTT東西においては、引き続き効率化に取り組むことが求められるが、効率化へどのように取り組むかについては、NTT東西において検討・実施されるべきである。</p> <p>なお、NGNのオープン化に関するご意見は参考として承る。</p>

平成 26 年度以降の次世代ネットワークに係る接続料に当たっては、需要が増加傾向にあることから、将来原価方式を引き続き採用すべきと考えますが、現行の算定方式における、施設保全費、共通費・管理費、試験研究費に効率化への取り組み内容について透明性を高めて頂きたいと考えます。

具体的には、NTT 東西殿が当該接続料算定期間における経営効率化計画を策定し、情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会でその内容について精査を行うことを要望します。

※1 ひかり電話のマイグレーション計画

・情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会(第 2 回)配布資料 2-4 参考資料 P.17 「地域 IP 網から NGN 網へのマイグレーション」より引用

【変更時期】H23 年度～H25 年度

【概要】ひかり電話ユーザについて、既存ひかり電話網の收容ルータから NGN 收容ルータへの收容替えとあわせて、既存ひかり電話網の SIP サーバから NGN の SIP サーバへの加入者データの移行を実施する予定

※2 日本電信電話株式会社殿 第 28 期 四半期報告書(第 3 四半期)より引用

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

が、接続料コストの大半は当社の利用部門が負担しているため、当社としても当然コスト削減を進めているところであり、将来原価の算定にあたっては、このようなコスト削減の成果が反映された会計実績を基に、更なる効率化を見込んで原価を予測しています。結果として、IGS接続に係る接続料について、平成21年度(5.73円/3分)と比較して平成25年度(4.06円/3分)には29%の低減化を実現しています。従って、ご指摘のように当社の経営効率化の具体的な計画を情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会接続委員会で精査を行うことは不要と考えます。

一方、接続事業者様のIP電話に係る接続料については、当社の接続料と比較して高止まりしている場合があるため、総務省殿におかれましては、接続事業者様が設定する接続料の実態を調査・把握した上で、低廉化に向けて適切に対処いただきたいと考えます。

最後に、そもそも、接続事業者様は、自ら調達したルータ等の局内装置と自ら設置または当社から借り入れたダークファイバ等を組み合わせ、独自のIP通信網やイーサ網を構築してサービスを提供しており、その結果、收容局接続機能、中継局接続機能、イーサネットフレーム伝送機能については、機能の提供開始以降、NTT東西以外の事業者による利用実績及び実需がないことから、これらの機能を早急にアンバンドル機能の対象から除外すべきと考えます。

(NTT東日本)

○ 「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」の答申(平成20年3月)において、NGNにおけるアンバンドルが必要な機能は、『フレッ

ツサービス(収容局接続)に係る機能』『IP電話サービス(IGS接続)に係る機能』『イーサネットサービスに係る機能』『中継局接続に係る機能』の4つと整理されており、当社はそれに従ってアンバンドル機能の設定を行っています。また、インタフェース条件や接続条件を公表する等のオープン化の取り組みを既に行っており、「オープン化が全く進んでいない」とのご指摘はあたらないものと考えます。

なお、更なるオープン化について具体的なご要望があれば協議に応じさせていただく考えです。

NGNの接続料の料金算定については、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」における審議を踏まえ整理された算定方法に則っており、当社は算定に係る設備区分別の費用・資産、費目別内訳等について算定根拠を開示していることから、現在でも透明性は十分に確保されていると考えます。

今回、「効率化への取り組み内容について透明性を高めて頂きたい」との指摘を受けていますが、接続料コストの大半は当社の利用部門が負担しているため、当社としても当然コスト削減を進めているところであり、将来原価の算定にあたっては、このようなコスト削減の成果が反映された会計実績を基に、更なる効率化を見込んで原価を予測しています。結果として、IGS接続に係る接続料について、平成21年度(6.33円/3分)と比較して平成25年度(4.68円/3分)には26%の低減化を実現しています。従って、ご指摘のように当社の経営効率化の具体的な計画を情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会接続委員会で精査を行うことは不要と考えます。

一方、接続事業者様のIP電話に係る接続料に

	<p>については、当社の接続料と比較して高止まりしている場合があるため、総務省殿におかれましては、接続事業者様が設定する接続料の実態を調査・把握した上で、低廉化に向けて適切に対処いただきたいと考えます。</p> <p>最後に、そもそも、接続事業者様は、自ら調達したルータ等の局内装置と自ら設置または当社から借り入れたダークファイバ等を組み合わせ、独自のIP通信網やイーサ網を構築してサービスを提供しており、その結果、収容局接続機能、中継局接続機能、イーサネットフレーム伝送機能については、機能の提供開始以降、NTT東西以外の事業者による利用実績及び実需がないことから、これらの機能を早急にアンバンドル機能の対象から除外すべきと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見3 NTT東西のIGS接続料について、SIPサーバが過剰投資の可能性があるため、設備投資の妥当性及び今後の計画について検証すべき。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ IGS 接続料については、平成 23 年度から時間比例コストである中継ルータ及び伝送路コストが低廉していることにより秒単価(平成 23 年度と比較し NTT 東日本:約 35%/NTT 西日本:約 29%)の低廉化がなされています。</p> <p>一方、回数比例コストに関しては、通信回数(千回)※3 が平成 23 年度と比較し NTT 東日本:約 12%/NTT 西日本:約 11%の上昇に対して、SIP サーバの費用が平成 23 年度と比較し NTT 東日本:約 50%/NTT 西日本:約 61%となっていることから、回数単価が NTT 東日本:約 14%/NTT 西日本:約 24%も上昇をしています。(※秒単価が低廉化されていることから接続料を 3 分当たりで比較を行うと平成 23 年度と比較で約 20%の低廉化となりますが、1 分当たりで比較を行うと約 8%程度の低廉化となるこ</p>	<p>○ SIPサーバについては、東日本大震災の経験を踏まえ、耐災害性強化のために、設備の二重化等を実施しています。また、ひかり電話の施設数の増加に伴う設備の増強も実施しています。</p> <p>今回の申請におけるSIPサーバに係るコストについては、こうした設備投資を適切に見込んだものであり、過剰投資にはあたらないと考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>○ SIPサーバの費用の増加については、NTT東西によれば、耐災害性強化のための設備の二重化やひかり電話の施設数の増加に伴う設備の増強によるものであり、当該設備投資は過剰投資であるとまでは言えない。</p>

<p>とを付記します)  これは、NTT 東西殿の SIP サーバへの過剰投資であった可能性が考えられます。(SIP サーバの取得固定資産額(NTT 東日本:平成 23 年度 11,674 百万円⇒平成 25 年度 18,375 百万円/NTT 西日本:平成 23 年度 8,224 百万円⇒平成 25 年度 11,912 百万円))  よって、近年の NTT 東西殿の設備投資が妥当なものかどうかまた、今後の計画についても検証すべきと考えます。</p> <p>※3 平成 23 年度、平成 25 年度申請概要より引用単位(千回)  ・NTT 東日本:平成 23 年度 7,252,080 平成 25 年度 8,099,206  ・NTT 西日本:平成 23 年度 6,859,546 平成 25 年度 7,628,984</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		
<p>意見4、QoS換算係数についてもその前提条件や係数の妥当性について検証を行うべき。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 今回の申請において、帯域換算係数の見直しが行われました。QoS と帯域換算の加味については、平成 20 年 12 月「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について報告書」において「総務省及びNTT東西においては、NGN を巡る環境変化を注視し、必要があれば躊躇することなく適時適切に見直しを行うことが必要」と整理されていました。</p> <p>NTT-NGN については、本格的な算定開始より 5 年が経過したこと、帯域換算係数の見直しが行われたこと及び B フレッツの NTT-NGN の移行が完了することから、QoS 換算係数についてもその前提条件や係数の妥当性について検証を行うべきと考えます。</p>	<p>○ 帯域換算係数については、一般的にIP系の装置価格は帯域差ほど費用差が生じないことに着目して設定しているものですが、今回、昨年度までの算定において帯域とコストの関係を推定するためのモデルに用いていた市販のルータ価格が低廉化したことから、帯域換算係数の見直しを行っています。</p> <p>一方、QoS換算係数は、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」での結論を踏まえ、QoSの有無・程度によって確保すべき帯域が異なる点に着目して設定しているものであり、QoS確保のための仕組みは当初から変わっていないことから、QoS換算係数の見直しは行っていま</p>	<p>○ QoS換算係数については、QoSを確保する最優先通信と高優先通信では、「ゆらぎ」に対応するため、要求した帯域に上乗せした帯域を確保している点に着目し、当該上乗せ帯域を含めた帯域で費用配賦を行うために設定されており、一定の客観性・合理性があると考えられる。</p> <p>なお、QoS換算係数については、NTT東西が、需要の増加に応じて今後NGN設備をどのように増強するかの方針等によって、QoSの有無・程度の反映方法も異なり得ることから、今後、QoS確保のための仕組みの変更等があった際には、必要に応じて見直しを行うことが適当である。</p>

<p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>せん。 今後、QoS確保のための仕組みの変更があった際には、必要に応じて適時適切に見直しを行っていく考えです。 (NTT東西)</p>	
------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------	--